

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>(1) 『2024年度連盟中長期計画』という中長期基本計画を策定している。</p> <p>(2) 『2024年度連盟中長期計画』を当協会HPにて公表している。</p> <p>公開URL：https://jppf.jp</p> <p>(3) 計画策定に当たり、計画を策定するにあたっては、広く役職員や構成員から意見を聞き、理事会や総会で公表している。これらの計画に基づき、競技力向上事業を実施し、連盟中長期計画にのっとり連盟の事業を行っている。</p> <p>競技力向上事業計画などは、連盟ホームページで公表している。</p> <p>URL：https://jppf.jp</p>	<p>1, 2024年度連盟中長期計画</p> <p>2, 第二回総会議事録</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>(1) 当連盟では組織運営の強化役員候補を1名採用（無給）し、事業毎に学びを深めている。</p> <p>(2) 最新の「組織図」を当協会HPにて公表し、組織の在り方をわかりやすくしている。2028年までに連盟職員を3名程度までに増やすことを、中長期連盟計画（原則1-1、証憑書類1）で明記し、公表している。</p> <p>強化委員会の中に、「コーチシステム図」「強化システム図」をHPで公開し、連盟の育成システムがわかりやすくなっている。（証憑書類3, 4）</p>	<p>3, コーチシステム図</p> <p>4, 強化システム図</p>
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>(1) 財務の健全性確保に関しては、税理士を外部職員として契約し、2022年までは弥生会計システム、2023年度からはフリー会計システムを活用して、財務の健全性を保っている。</p> <p>(2) 財務については、理事会、総会の承認を経て、連盟事務局に常時掲示している。また、財務に関する公開要請があれば、いつでも公開できるよう、連盟事務局に資料を保管している。</p> <p>(3) 財務に関する中長期計画は、策定し、公表している。（原則1の証憑書類1）</p> <p>財務確保としては、賛助会員の募集、協賛企業への連盟紹介、練習会への招待、スポンサーさんへの体験会開催などを実施している。</p>	<p>5, 決算理事会、総会承認、2023年度決算の公表</p> <p>https://jppf.jp</p>
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>(1) 役員名簿の通り、多様な人物をを入れている。（証憑書類6）</p> <p>(2) 連盟理事は5名。その内、外部理事は3名（60%）、女性は、2名（40%）を占めている。今後も外部理事は目標の25%以上を保つこと、女性は40%以上を占めるよう役員を選考していく。</p> <p>(3) 役員選考委員会規程は整備済み。（証憑書類7）</p> <p>(4) 外部理事を含む理事の任用に当たっては、各NFにおいて、理事に期待される知識・経験・能力の観点及び各理事の選任の観点を、ウェブサイト等で公表はしていないが2025年度には公表する予定</p>	<p>6, 役員名簿</p> <p>7, 役員選考規程</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当連盟はNPO法人なので評議員は置いていない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会を設置している。委員長他メンバーは理事会の承認を受けて決定している。(証憑書類8) (2) アスリート委員会は、委員長を含め男子3名、女子2名の合計5名の委員で構成されている。 (3) アスリート委員会は、整備済みのアスリート委員会規程(証憑書類9)に則って、活動を行う。第3条では、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申又は報告することを定めている。 (4) アスリート委員会規程第8条で委員会は年一回以上開催することなど委員会の開催に関する規程を定めている。 (5) 第11条では年間の活動計画を策定するが、活動計画に関する規程を定めている。	8, アスリート委員会名簿 9, アスリート委員会規定
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 定款に基づき5名で理事会を構成している。(証憑書類10) (2) 連盟重要事項は、すべて理事の承認の元、活動が決定し、総会に諮るような重要事項は理事会で決定し、総会の総意のもと、連盟を運用している。(役員名簿 原則4証憑書類6)	10、定款
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) 定款(証憑書類10)により、役員の任期は二年とし(再任を妨げない)ている。 (2) 新たに、役員の定年(70歳)制を導入している。 (3) 70歳定年は、役員選考委員会規程(原則4、証憑書類7)の中で明記した。 (4) また、役員の任期制限について、役員選考委員会規程第5条第2項②で定めている。	
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	(1) 理事の在任年数を最長10年までとする旨、整備済み。役員選考委員会規程(証憑書類7)、第5条第2項③で定められている。 在任期間10年を超える理事は現在いない。	
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 役員選考委員会規程（証憑書類7）は整備済み。 (2) 2023年3月より役員選考委員会を組成し運用している。（証憑書類11）	11、2022年度第三回理事会議事録
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) 役員行動規範を制定している。（証憑書類12） (2) 連盟では就業規則を平成27年に作成、施行している。（証憑書類13）	12、役員行動規範 13、就業規則
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 会員等の入退会に関する規程→定款に示されている (2) 会費等に関する規程→定款に示されている (3) 社員総会等の運営に関する規程→定款に示されている。 (4) 理事会の運営に関する規程→定款に示されている。 (5) 監事に関する規程→定款に示されている。 (以上証憑書類10) (6) 委員会規程（証憑書類14） (7) 経理規程（証憑書類14） (8) 謝金規定1, 2（証憑書類14） (9) 事務局規程（証憑書類14） (10) コンプライアンス規程（証憑書類14） (11) 職務分掌規程（証憑書類14） (12) 職務権限規程（証憑書類14） (13) 賃金規定（証憑書類14）	14、各規程は、ホームページに掲載 https://jppf.jp/index/page/id/151/mid/201
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 文書取扱規程（証憑書類14） (2) 情報公開に関する方針（証憑書類14） (3) 個人情報保護に関する規程（証憑書類14） (4) 情報公開に関する規程（証憑書類14） (5) 公益通報者の保護に関する規程→コンプライアンス規程第5条に規程した（証憑書類14） (6) 稟議規程（証憑書類14） (7) リスク管理規程, 危機管理マニュアル（証憑書類14） (8) 反社会的勢力対応規程（証憑書類14） (9) 不祥事対応規程（証憑書類14） (10) 苦情処理規程等（証憑書類14）	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を 整備しているか	定款第18条で役員の報酬について規定しているものの、支給に当たっては社員総会決議が必要であり、役員に報酬を支払ったことはないし(証憑書類15)、今後も役員に報酬を支払う予定はない。また、退職に際しても退職金等に該当するような金銭的供与はしない。事務局員の給与は賃金規定に基づいて支払われている。(証憑書類14)	15 理事の給料無支給(2022年 度第二回理事会議事録)
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ④法人の財産に関する規程を整備してい るか	(1) 財産管理に関する規程, 資産管理規程(証憑書類14) (2) 寄付の受入れに関する規程, 寄付金等取扱規程(証憑書類14) (3) 基金の取扱いに関する規程等, 基金取扱規程(証憑書類14)	
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備 しているか	(1) 選手、役員、審判、コーチ等は、然るべき登録費を支払って、資格を有するものとする。競技者資格規程(証憑書類16第4条), 定款(証憑書類10) 審判員規程第3条(証憑書類17) コーチ規程第2条(証憑書類18) (2) スポンサーシップ(原則3参照) (3) 試合の放映、現段階では、放映の予定はない。 (4) 商品化等の付随的事業を実施するためのNFの権利に関する規程→今の所連盟関連で商品化する予定はない。 (5) 表彰の規程(証憑書類19)	16、競技者資格規程 17、審判員規程 18、コーチ規程 19、表彰規程
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保護に関 する規程を整備すること	(1) 日本代表選手を公平かつ合理的に選考している。(証憑書類20) (2) 日本代表選手を選考するにあたっては、数回の選手の実績をランキングに表し、強化委員会が日本代表選手を推薦、理事の承認を経て決定している。 (3) 強化委員は、委員会規程(証憑書類14) 第5条に示す通り、委員長は理事及び正会員の中から選出され、委員は理事及び、正会員、競技経験者並びに学識経験者から選出され、理事会の決議により選任される。 (4) 選手が選考に不服があるときは不服申し立ての権利を明記している。(証憑書類20第5条) (5) 日本代表役員の選考は、日本代表選手役員選考規程で述べている。(証憑書類20) (6) 競技者資格規程を整備し、肖像権など選手の権利についても言及している。(証憑書類16) (7) 毎年度の強化指定選手選考について、委員会規程並びに強化指定選手選考規程を整備している。(証憑書類21)	20、日本代表選手・役員選考規 程 21、強化指定選手選考規程
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	(1) 審判員規程を整備し、審判資格取得、競技会への派遣にかかわる基本事項を明記し、第3条、4条、5条に基づき選考している。(証憑書類17)	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士へ の相談ルートを確認するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確認すること	(1) 顧問弁護士契約（証憑書類22）をして、問題が発生する前に相談にのってもらっている。 (2) 税理士と業務委託契約をし、会計の適正化をはかっている。（証憑書類23） (3) JPCの主催するコンプライアンス、インテグリティ研修会に積極的に参加することを奨励 している。合わせて、JPCの法務支援窓口を利用し、適宜相談をしている。	22、顧問契約書 23、業務委託契約書
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	(1) コンプライアンス委員会を2022年4月に設置した。（証憑書類24） (2) コンプライアンス規程を整備している。（証憑書類14） (3) コンプライアンス委員会では、法令等を選手、役員に遵守させるため、定期的な研修会を開 催する。コンプライアンスが遵守されるよう、内部通報制度を設け、行動規範が守られているこ とを監督する。 (4) コンプライアンス委員会名簿（証憑書類24）、委員には委員長始め、税理士、大学教授など 女性委員を配置している。 2022年10月14日より、活動を開始し、少なくとも年1回は委員会を開催する。 競技者行動規範（証憑書類24）や、連盟役員行動規範（証憑書類25）を定めている。 定期的を選手、役員に対してコンプライアンスに関する研修の機会を作っていく。	24、コンプライアンス委員会名 簿 25、連盟役員行動規範
21	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員 に弁護士、公認会計士、学識経験者等の 有識者を配置すること	(1) コンプライアンス委員会委員長は、連盟理事が就任。委員には、大学教授、大学助教、税理 士、弁護士などの外部有識者に就任している。（証憑書類24）	
22	[原則5] コンプライ アンス強化のための教 育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス 教育を実施すること	(1) 強化練習会で、参加した連盟役員に対してガバナンス/コンプライアンス研修を実施する。 (2) JPC主催のインテグリティ研修に連盟役員に参加する。 (3) 日本財団パラスポーツサポートセンターのガバナンス研修会に参加する。	
23	[原則5] コンプライ アンス強化のための教 育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライ アンス教育を実施すること	(1) 強化練習会で、参加した選手やコーチに対してガバナンス/コンプライアンス研修を実施す る。 (2) JPC主催のインテグリティ研修に選手、コーチが参加する。 (3) 日本財団パラスポーツサポートセンターのガバナンス研修会に参加する。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 全日本選手権前日(2025年2月28日)に、連盟審判員に対してガバナンス/コンプライアンス研修を実施する。開催は、ガバナンス/コンプライアンス委員長が担当する。 (2) JPC主催のインテグリティ研修に参加を促し、参加させた。 (3) 日本財団パラスポーツサポートセンターのガバナンス研修会に参加させた。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	専門家のサポート体制を受けている。 (1) 法律については、顧問弁護士と契約し(証憑書類22)、問題や課題がでるごとに相談している。 (2) 会計については、税理士と契約し(証憑書類23)、日常的に会計処理をしている。また、決算時には監事が監査をしている。 (3) NPO法人に関することは、行政書士と契約し、都度処理をしている。(証憑書類26)	26、労務顧問契約
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 経理規程を設けている。(証憑書類14) (2) 監事として、私企業(会計事務所含む)で勤務してきた者を外部より招聘している。適宜、理事会執行状況、会計監査を行っている。	
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 各種国庫補助金に対して、担当者を決めて、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守し、計画、実行、報告、会計処理を行っている。 (2) 会計処理は、各種手引きにしたがって、処理している。 現在受けている支援； JPC強化費・体制整備、Jスター事業、toto(チャレンジカップ京都大会、一貫教育)、スポーツ振興基金(全日本選手権) 上記、適宜会計処理を行っている。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 事務所でいつでも閲覧等できる書類は；事業計画書、収支予算書、財産目録、役員等名簿、キャッシュ・フロー計算書、運営組織及び事業活動の状況、事業報告、監査報告、定款、連盟の認証・登記に関するの写し (2) 事務所の壁に常時貼っているもの；最新の貸借対照表及び損益計算書 (3) 決算書は、東京都のNPO法人なので東京都のウェブサイトに公開されている。 https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/list/ledger/0010841.html (4) 連盟でも決算書については、ホームページで掲載している。 https://jppf.jp/index/page/id/151/mid/227	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 日本代表選手役員選考は、規程に則って選考を実施している（証憑書類20）。 (2) 日本代表選手役員選考規程はホームページで開示し、大会ごとの選考については、強化委員会から発表され、選手選考基準に関する説明を合宿中のミーティング、とオンラインミーティングで周知している。 (3) 選考から漏れた選手や役員からの要望等に応じて、クレーム期間を設けている。 (4) 強化指定選手の選考については、強化指定選手選考規程（証憑書類21）に則って選考している。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) ガバナンスコードの順守に関する情報の開示→自己説明をホームページで開示している。 https://jppf.jp/index/page/id/151/mid/201 (2) 各種規程はホームページで開示している。 https://jppf.jp/index/page/id/151/mid/45	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 利益相反防止に関する規程を整備し、役職員や選手、コーチに対し利益相反に関する説明をしている。（証憑書類27） (2) 利益相反に該当するおそれがある場合の申告及び承認後の報告に関する条項等の必要な規程を第7条に定め、コンプライアンス委員会の意見を受けたうえで決定している。	27、利益相反防止規定
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反ポリシー、利益相反防止規程に則り行動する。利益相反ポリシーは、2022年10月14日、理事会で承認され、同ポリシーは整理済みである。（証憑書類28）	28、パラパワー_2022年度第2回理事会議事録
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) コンプライアンス規程第五条により、コンプライアンス相談窓口を事務局に設置し、違反行為が疑われるという情報に接した選手役員は、コンプライアンス相談窓口はその情報を直接提供できる内部通報制度を設けている。（ホームページに掲載 https://jppf.jp/contact ） (2) 通報を受け取った窓口は、迅速かつ適切にコンプライアンス委員会に報告する（第5条3項）。 (3) 通報を受けた窓口担当者、コンプライアンス委員は守秘義務を負う（第5条4項）。 (4) 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益をはかり、情報提供を行ったことを理由に不利益な取り扱いは行わない（第5条5項6項）。 (5) JPSAの通報制度を利用する。 (6) ドーピング、暴力団、パワハラなどの相談はJSCの相談窓口を利用する。 (7) 違反があった場合には、規程にしたがって、対応する。 以上は、必要に応じて、合宿の座学で、コンプライアンス研修として、選手、役員に周知している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 現在、通報制度が利用されたことはないが、事務局窓口に通報があった場合は、コンプライアンス規程に則って、コンプライアンス委員を招聘する。通報内容が専門的である場合は、内容によって、別途、有識者を招聘して審議を行う。 https://jppf.jp/index/page/id/151/mid/201 JSCの通報窓口を利用する。(証憑書類29) 委員には、大学教授、大学助教、税理士、弁護士になどの外部有識者が就任している。(原則4-20、証憑書類24)	29、JSC通報窓口
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) 懲罰委員会規程(証憑書類30)、不服審査規程(証憑書類31)、処分規程(証憑書類32)を整備し、遵守行為、それに違反した場合、懲罰委員会規定第4条にて事実調査をすることが定められ、第5条により、理事会で処分の対象者、処分の内容、を決定し通知方法を明記している。 (2) 処分通知を受けた者には聴聞の機会を設けることを処分規程第7条に記載している。 (3) 第7条に不服申し立てについても定めている。	30、懲罰委員会規定 31、不服審査規定 32、処分規定
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 不祥事が発生した場合は、懲罰委員会が理事長によって、招集され審査が行われる。(証憑書類30) (2) 懲罰委員会には、事例により弁護士等の連盟外部の学識経験者が入っており、その中立性及び専門性は担保されている。 (3) 尚、これまでに不祥事案は発生しておらず、懲罰委員会が招集された実績は無い。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) スポーツ仲裁の自動応諾状況を定めている。ただし、当連盟が初めて自動応諾したときには、日本ディスエイブルパワーリフティング連盟という任意団体であったため、この名称で、登録されている。2015年に法人化したときに日本パラ・パワーリフティング連盟、と、名称変更した旨、2020年度に申請している。 (2) 懲罰委員会規程第7条に自動応諾条項を定めている。(証憑書類30) (3) 競技者資格規定第11条でも自動応諾条項を定めている。(証憑書類16) (4) 日本代表役員選手選考規程第5条でも自動応諾条項を定めている。(証憑書類20) (5) 処分規程では、第9条に不服申し立てについて、不服申し立て期限に制限を設けていない。ここでスポーツ仲裁を利用できるよう定めている。(証憑書類32)	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 処分規程(証憑書類32)第8条で処分が決定した場合、 ①処分対象者の表示、 ②処分内容、 ③処分の理由、 ④不服の申し立て、 以上を理事会は書面で通知する。 (2) 処分規定(証憑書類32)第9条では、不服申し立てができること、スポーツ仲裁の利用が可能な内容である場合は、スポーツ仲裁を利用することを明記している。 (3) 処分規程に不服がある場合は、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構にに対して、理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申し立てを行うことができる。及びその申し立て期限は設けていない旨明記している。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 有事を未然に防ぐ危機管理マニュアルを策定している。(証憑書類33) 危機管理マニュアルを策定するにあたっては、他のパラスポーツ競技団体で既に公表されている危機管理マニュアルを参照した。 (2) 不祥事に対するマニュアルは、別途、不祥事対策マニュアルを策定し対応の流れ(外部専門家や第三者委員会を利用した調査体制の構築を含む。)を明記している。(証憑書類34) 危機管理体制の構築に当たっては、不祥事対応を機動的に行えるよう、コンプライアンス規程第4条2において、コンプライアンス委員長に危機管理担当も兼務させるなどの工夫を行い、組織横断的な活動を可能とする体制を構築している。(原則3-12、証憑書類16)	33、危機管理マニュアル 34、不祥事対策マニュアル

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	連盟発足以来不祥事が発生していない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	連盟発足以来不祥事が発生していない。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 岡山県と兵庫県で、正式に地方組織が発足した。 (2) 愛知県、北海道、福島などでも地方組織を作りたいという機運が生まれてきている。 (3) 規程は整備し、組織内に普及振興分科会を設立し、地方組織設立申請があれば対応するよう準備できている。（証憑書類35, 36）	35、地方協会設立規定 36、地方協会設立願い
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 岡山県で地方組織が発足し、本年10月19日に岡山県で研修会を実施した。 (2) 正式な発足はまだだが、本年12月15日に愛知県で研修会の実施を予定している。	